

(仮称) JRE 鏡野風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する岡山県知事意見

令和4年9月8日

本事業は、約1,012.2ha の事業実施区域において、出力最大92,400kw の風力発電所（発電機基数 最大25基）を整備するものである。環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対する意見は、次のとおりであるので、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する場合は、記載に反映させるなど適切に対応し、環境影響の回避又は低減に努めること。

1 総括的事項

(1) 対象事業実施区域の絞り込みについて

事業者は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に係る経済産業大臣の意見に対して、「風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ調査、予測及び評価を行い、複数案の比較検討を通じて、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避する」としていた。しかしながら、方法書で示された対象事業実施区域は、配慮書に示されていた事業実施想定区域から一部の区域を除外したものであり、複数の風力発電機の配置等を示しての検討は加えられていない。また、当該区域を除外した理由について、「大空山のブナ林」や「霞山鳥獣保護区」の改変の回避としているが、こうしたことは配慮書の段階で考慮することが可能であったと考えられ、環境影響の重大性の程度を踏まえて十分な検討がなされているとは認められない。

準備書では、個別的事項で述べる意見等を踏まえて、風力発電機の配置や工事用資材等の搬出入のための道路の造成に係る複数の案（次に掲げるものは必ず含むこと。）を示した上で、環境影響評価の項目ごとの予測・評価の結果を比較検討し、環境影響の回避・低減を最優先して対象事業実施区域の絞り込みを行うこと。

- ・「山乗山のブナ林」及びその保全に必要な周辺植生の区域について、対象事業実施区域のうち工事用資材の搬出入のために道路の造成等を行う区域（以下「対象事業実施区域（搬出入道）」という。）から除外する案
- ・「白賀渓谷」の周辺区域について、対象事業実施区域（搬出入道）から除外する案
- ・「富栄山の展望台」において、可視範囲に圧迫感を生じないように風力発電機を配置する案

(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について

方法書の手続においては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（以下「環境アセス項目・手法」という。）について検討することが可能な程度に、事業計画が明確になっている必要があるが、未だ風力発電機の配置、工事用資材等の搬出入道路の造成及び工

事に伴う残土の発生量等の具体が示されていない。このように、計画熟度の低い段階で方法書の手続を実施した場合、環境アセス項目・手法の選定の正当性が担保されないことが懸念されるため、事業者は、環境影響評価法第11条第2項の規定に基づき、経済産業大臣に対して技術的な助言を求める検討すること。

なお、事業計画や工事計画を具体化する中で、環境アセス項目・手法を見直す必要が生じた場合は、準備書で見直しの理由や経緯を明確に示すこと。

(3) 事業計画の見直しについて

環境影響評価を実施した結果、本事業の実施による重大な環境影響が回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行った上で、対象事業実施区域を見直し、その検討内容を準備書に明確に示すこと。

(4) 方法書の縦覧中に提出された意見への対応について

方法書の縦覧中に提出された意見に対して、意見提出者の意を十分に酌んでいないと思われる回答が散見されるため、準備書においては、科学的根拠を明確にした上で、事業者としての検討結果をわかりやすく丁寧に示すこと。

(5) 地域住民等に対する説明について

方法書の説明会では、環境アセス項目・手法の選定に係る説明に終始し、事業実施による環境影響について具体的な説明が不足していたことや住民から周知不足について指摘する意見が提出されていることを踏まえ、今後は、住民や鏡野町に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。

特に景観については、風力発電機の配置や色彩等を示したフォトモンタージュを作成し、早期に住民に示すこと。

(6) 方法書の縦覧期間終了後のインターネットによる公開について

今後の準備書の縦覧等に向けて住民の検討を促す観点から、縦覧期間終了後もインターネットで方法書を公開すること。

なお、方法書に記載されている動植物の生息等の状況は、環境省のホームページなど一般に入手可能な情報を整理したものであり、動植物の生息等の状況を掲載していることをもつて方法書が公開できない理由としないこと。

(7) 関係市町長からの意見に対する事業計画への反映について

関係市町長から別紙のとおり意見が提出されていることから配意すること。

特に以下の意見については、適切に対応すること。

- ・「環境影響評価の手続において、広く有用な意見を募り事業計画に反映させていくことが重要であることから、鏡野町外の環境団体等の意見に対しても真摯に対応し、説明責任

を果たすこと。また、事業実施に関連する情報を隠すことなく積極的に説明会等を実施し、事業区域周辺の住民及び観光関連事業者等の理解を得るとともに、地元判断への影響が出ないよう尽力すること。」

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 大気質（窒素酸化物及び粉じん等）

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び粉じん等については、環境への影響が極めて小さいとして、環境影響評価項目に選定されていない。その根拠として他事例の工事における車両台数を示しているが、本事業の工事規模が未定であるため、妥当性は判断できない。

また、主要地方道湯原奥津線（県道 56 号）沿いには、富小学校、富診療所、鏡野町富指定通所介護事業所、富保育園、グループホームバオバブの木など、特に環境保全上の配慮が必要な施設及び住宅（以下「保全対象施設」という。）が存在しており、国道 179 号沿いや対象事業実施区域（搬出入道）の周辺にも住宅が存在している。

こうしたことを踏まえ、保全対象施設の位置、建設機械の稼働位置、工事車両の交通量等を示した上で上述の項目を環境影響評価項目に選定し、工事車両の走行ルートや対象事業実施区域（搬出入道）において、適切に環境影響を予測及び評価できる調査地点を設定すること。

イ 騒音及び超低周波音

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音については、保全対象施設の位置、建設機械の稼働位置等を明確にした上で環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。特に道路交通騒音及び環境騒音に係る現況調査については、工事用資材等を搬出入する時間帯を明確にした上で調査時間を適切に設定すること。

また、対象事業実施区域（搬出入道）の造成等の工事に伴う騒音については、保全対象施設の位置や建設機械の稼働位置等も考慮した上で、適切に環境影響の予測及び評価ができる調査地点を設定すること。

なお、風力発電施設の稼働に伴う騒音については、交通騒音等と比べて、「わずらわしさ」を引き起こしやすいとされていることから、先行事例等を踏まえるとともに、風力発電機の高さ、基数及び配置等を明確にした上で環境影響の予測及び評価を行い、施設稼働後に影響が確認された場合の対策についても準備書に示すこと。

ウ 振動

建設機械の稼働に伴う振動については、「発電所アセス省令」で環境影響評価を行う項目として選定されていないが、対象事業実施区域（搬出入道）の周辺には保全対象施設が存在しており、造成等の工事に伴い振動について環境影響が想定されることから、同項目を環境影響評価項目に選定し、保全対象施設の位置や建設機械の稼働位置等を明確にした上で、適切に環境影響を予測及び評価ができる調査地点を設定すること。

(2) 水環境

ア 水源かん養保安林が分布する区域の直接改変に伴う影響について

対象事業実施区域のうち風力発電機の設置及び関連工事等を実施する区域（以下「対象事業実施区域（発電施設）」という。）の大部分は、水源かん養保安林に指定され、対象事業実施区域の周囲には浄水場や自然度が極めて高い「白賀渓谷」が存在している。

また、風力発電機の設置工事等に伴う裸地の発生により森林のかん養機能が低下するだけでなく、地下水位への影響、周辺河川等への流出パターンの変化による土砂及び濁水の流出などが懸念される。

水源かん養保安林が広く分布する区域を直接改変することに伴う環境影響を回避・低減するため地下水を含めた水環境への影響について専門家に意見聴取の上、地下水を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うことを検討すること。

なお、地下水を環境影響評価項目として選定しない場合は、環境影響が軽微であることを科学的根拠に基づき準備書で明確に示すこと。

イ 水の濁りについて

対象事業実施区域の下流には浄水場や「白賀渓谷」が存在し、ひとたび大規模な濁水が発生すると河川に生息する特殊性種や養魚場などに大きな影響が生じるおそれがあることから、工事に伴う濁水の調査、予測及び評価に当たっては、類似の土質や工事による濁質の発生のデータを幅広く収集し整理をすること。

また、沈砂池の設計に当たっては、雨天時の流出水のような速い流れのため、沈砂池内で鉛直混合が生じる場合でも十分に濁質除去が行われるよう慎重に検討を行うこと。

ウ 土質の状況調査

土壤の沈降試験については、対象事業実施区域（発電施設）内の地質を踏まえて、2地点で実施するとしているが、同区域内には種類の異なる表層土壤が複雑に分布している。

地質と表層土壤の関連性は不明であるため、調査地点について再検討の上、準備書で検討の経緯を示すこと。

また、対象事業実施区域（搬出入道）の一部の地質及び表層土壤は、対象事業実施区域（発電施設）と異なっており、対象事業実施区域（搬出入道）の造成等の工事に伴い「白賀川」や土砂災害特別警戒区域への濁水等の影響が特に懸念されることから、沈降試験の調査地点の追加を検討すること。

エ 利水状況の実態調査

配慮書に対する知事意見において、利水状況については、一般家庭での昔ながらの井戸も含めた実態調査を行うよう述べたが、方法書には実態調査に関する記載が全くない。

水環境に係る環境影響評価の予測及び評価に当たっては、利水状況に係る地域特性を十分に把握することが必要であることから、浄水場の浅井戸だけでなく一般家庭での昔ながらの井戸も含めて実態調査を実施し、その結果を準備書に示すこと。

(3) 風車の影

風車の影による影響については、風力発電機の高さ、基数及び配置等を明確にした上で実

気象条件を考慮した予測も行うこと、その際、予測に使用する条件のうち日照時間について最寄りの気象観測局のデータを引用する場合はその妥当性も含めて検討すること。

また、予測の結果が、評価に採用する指針値の値（年間30時間かつ1日最大30分）を超過する場合は、「遮蔽物等の存在により影響が低減されている。」等の定性的評価ではなく、風力発電機の配置の変更や基数の削減を検討の上、具体的な低減効果を示して評価すること。

対象事業実施区域（発電施設）の周辺には、キャンプや自然鑑賞等で、不特定多数の者が利用する主要な「人と自然との触れ合いの活動の場」である「のとろ原キャンプ場」が存在し、影響が懸念されることから、適切に環境影響の予測及び評価ができる調査地点を設定すること。

(4) 動物

ア 哺乳類

(ア) ミズラモグラ

ピットフォールトラップによる捕獲調査は、一般的な設置方法では捕獲確率が極端に低いことから、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、捕獲確率の向上対策や調査地点当たりのトラップの追加などを検討の上、検討内容を準備書に示すこと。

(イ) 小型哺乳類

本事業の実施により、小型哺乳類の生息地の分断が起きる可能性があることから、調査範囲は工事用資材等の搬出入道路も含めた対象事業実施区域全域とし、適切に環境影響の予測及び評価ができるよう捕獲調査、自動撮影調査及び巣箱調査の地点を設定すること。

(ウ) ヤマネ

国指定天然記念物であるヤマネは、主に県北部の標高700m以上のブナ林など、山地の良好な状態の自然林に限って生息しており、捕獲確率が低く、確認例は大変少ないとから、適切な調査の実施が極めて重要な種である。特に巣箱調査の地点の選定が肝要であることから植生図だけで判断せず、専門家と現地調査を実施した上で調査地点を設定すること。

なお、巣箱調査の結果、個体が確認された場合は、専門家の指導のもと、移動経路調査や餌資源調査などの追加調査を実施すること。

(エ) カワネズミ

調査地点については、羽出西谷川の調査範囲を羽出川との合流地点まで広げるよう検討すること。

(オ) コウモリ類

捕獲調査については、二次林（2地点）と植林地（1地点）で計3か所が設定されているが、地点選定の検討の経緯が示されていないため、調査地点の設定の妥当性が判断できない。対象事業実施区域の周辺で分布が確認されているコテングコウモリやキクガシラコウモリの他にも複数の重要種が分布している可能性があることから、事前にバットディテクターによる踏査を実施し、その結果等も踏まえて、捕獲調査の調査地点を設

定するよう検討すること。

また、コウモリ類は、未だ生態が未解明な種も多いことから、調査の精度を確保するため、コウモリ類の調査に十分な経験を有する調査員により調査を実施すること。

なお、環境影響の評価に当たっては、振動に対する影響についても最新の知見や専門家から聴取した意見を踏まえた上で、実行可能な範囲で低減がなされているか評価すること。

イ 鳥類

(ア) ヤマセミ

県指定天然記念物であるヤマセミは、対象事業実施区域が所在する鏡野町旧富村一円を生息地としており、中でも「白賀渓谷」にはヤマセミの餌となるイワナなどが生息するなど良好な餌場環境が存在していると考えられる。「白賀渓谷」や周辺河川を任意観察調査の調査範囲に含めるとともに、イワナなどのヤマセミの餌種の生息状況について記録を行い、ヤマセミの生息環境の把握に努めること。

なお、任意観察調査において、上空でヤマセミの飛翔が確認された場合は、尾根を越えた崖などに営巣している可能性があるので追加の調査を検討すること。

(イ) クマタカ

生息状況調査については、調査地点毎の視野図を重ね合わせて、対象事業実施区域及びその周辺における飛翔状況を把握するとともに、冬季においては、降雪の影響で調査地点を設けることができない場所があることも考慮して、適切に調査地点を設定すること。

なお、生息状況調査において、繁殖兆候が確認された場合は、専門家に意見聴取の上、慎重に営巣中心域の特定に努めること。その結果、営巣木が確認又は推定された場合には、環境影響を回避することを優先として対応を検討すること。

また、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で、クマタカの生息環境への影響について評価を実施し、準備書に示すこと。

ウ 爬虫類、両生類、陸産貝類

踏査ルートについては、現地の状況及び事業計画を踏まえ適宜設定すると記載されているのみで具体的に設定されておらず、ルート選定に係る考え方も不明であることから、専門家に意見聴取した上で対象種の特性に応じて適切に踏査ルートを設定すること。

また、ナガレタガエルや小型サンショウウオ類を含む多くの両生類は雪解けとともに繁殖期に入る特性を踏まえ、調査時期を適切に設定すること。

エ 魚類、底生動物

各河川に調査地点を1地点ずつ配置しているが、底質や流速、河床湧水、周辺環境の変化に応じて少なくとも各河川に3地点程度は設けるなど、調査地点の追加を検討すること。

オ 昆虫類

多様な群類の生息が確認されていることから、意見を聴取する専門家については、専

門分野等を考慮の上、適切に選定すること。

また、正確な分析を行うため、衝突板トラップ (FIT) については、地上式及び吊り下げ式の両方の調査の実施を検討すること。

ライトトラップによる調査については、春季及び秋季を追加するとともに、ボックス式では正確な分析に支障が生じることからカーテン式を採用すること。

ベイトトラップ、FIT、ライトトラップによる調査については、各環境特性に応じ、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう適切に調査地点を設定すること。

(5) 植物

ブナ林は、県内では既に局所的にしか残存しておらず、学術的にも環境保全の面からも極めて重要な植生であるので、現地調査を正確に実施した上で、ブナ林及び周辺植生の区域を明確にすること。

また、事業者においてブナ林及びその周辺植生の区域を改変する案を示す場合については、「改変面積を最小化することで実行可能な範囲で低減する。」などと環境影響を評価することは避け、改変により群落が分断され孤立することの影響について、対象事業実施区域周辺の植生に精通した数名の専門家に意見聴取した上で、環境影響を評価すること。

(6) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺には、多種多様な動植物が生息し、良好な自然環境がまとまって存在しており、当該区域を特徴づける生態系の注目種として、クマタカ及びカラ類が選定されているが、注目種の候補となる種の選出方法等の説明が不足しており、検討の深度が不明である。注目種・群集は、大気環境、水環境、地形・地質、土壤などの基盤環境と群集を構成する生物相を把握した上で、上位性・典型性・特殊性の観点から対象地域の生態系の特性を効率的かつ効果的に把握できるよう選定する必要がある。方法書では特殊な環境が存在しないとしているが、洞窟性、樹洞性のコウモリ類や多様な小型サンショウウオ類やナガレタガエルなどが生息する極めて特殊な渓谷環境が存在するとともに、植物群落についても渓流沿いの空中湿度の高い斜面林に多くの着生植物が生息する環境が存在する可能性がある。

注目種については、対象事業実施区域周辺の生態系に精通した数名の専門家に意見聴取した上で、上位性・典型性・特殊性の観点から再度、十分検討の上、適切に選定し、その経緯を準備書で明確に示すこと。

(7) 景観

対象事業実施区域の所在する鏡野町富地域は、鏡野町ホームページで「澄み切った空気と豊かな自然に恵まれた美しくて懐かしい田舎の風景が今も残されている」と形容されているとおり、今でも良好な自然景観が保持されている。事業実施に伴い、広範囲の眺望景観への影響はもとより、対象事業実施区域の周辺に散在する集落からの周辺景観への影響が懸念されるため、現地調査の結果を踏まえて、調査地点を追加すること。

また、調査は、四季毎に実施し、景観資源の特性を踏まえ適切かつ効果的に影響を把握できる時期を設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場の選定については、ホームページだけではなく地域住民、利用者及び関係団体（以下「地域住民等」という。）から意見を聴取して追加するとともに、その結果を準備書に示すこと。

また、利用状況調査に当たっては、単独の場だけの利用状況を聴取するのではなく、「のとろ原キャンプ場」利用者が併せて「富栄山」登山道を利用するなど、複数の場を連結して活用することも考えられるため、こうした相互利用も含めて地域住民等から聴取を行い、その結果を整理して解析を行うこと。

特に「白賀渓谷」については、事業実施に伴い、利用特性が変化することを懸念する住民意見も寄せられているため、アクセス特性に加えて景観を含めた場の価値認識に関する影響を評価できるよう、調査内容を十分検討の上、地域住民等から聴取を行い、その結果を準備書に示すこと。

(9) 廃棄物等

工事に伴い発生する残土については、方法書においてもその発生量等も示されておらず、環境影響評価としての審査を行うことができない。

については、風力発電機の配置に係る複数案ごとの発生量を比較検討の上、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するなど、適切な工事計画となるよう専門家の助言を踏まえて十分検討を行い、準備書に示すこと。

また、対象事業実施区域（搬出入道）の造成等の工事については、既存道路の状況を正確に調査の上、土地の改変を最小限とし、廃棄物等の発生量を抑制するよう、十分に工事計画を検討すること。

(10) 文化財等

対象事業実施区域（搬出入道）の周辺には複数の埋蔵文化財、史跡及び土砂災害特別警戒区域が存在していることから、工事計画の熟度を高めて関係機関と協議を行い、その結果、対象事業実施区域の見直しを行った場合は、準備書に検討の経緯等を示すこと。

(11) 電波障害

大空山にはケーブルテレビの受信アンテナがあることから、事業実施に伴う環境影響が懸念されるため、環境影響評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

鏡野安全第215号
令和4年7月6日

岡山県環境文化部長 殿

鏡野町長 山崎親男
(公印省略)

(仮称) JRE鏡野風力発電事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について(回答)

令和4年4月7日付け、環企第17号で照会のあった標記の件について、別紙の
とおり回答します。

（仮称）JRE鏡野風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する鏡野町長意見

1 全体的事項について

- (1) 選定した環境影響評価項目について十分に調査し、調査結果から全ての問題点を明確に記載すること。また、問題点を確実に解決する方策を評価準備書に記載すること。
- (2) 環境影響評価の手続において、広く有用な意見を募り事業計画に反映させていくことが重要であることから、町外の環境団体等の意見に対しても真摯に対応し、説明責任を果たすこと。また、事業実施に関連する情報を隠すことなく積極的に説明会等を実施し、事業区域周辺の住民及び観光関連事業者等の理解を得るとともに、地元判断への影響が出ないよう尽力すること。
- (3) 事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業を停止し、必要に応じて事業区域の見直し等を検討すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に係る事項について

- (1) 水環境について
 - ア 対象事業実施区域内に水源地の井戸はないが、水源地上流域は実施区域に接している。上流に汚染物質等が流入した場合、下流の水源地も汚染される恐れがあるため、分水嶺等の地形を考慮して汚染流域の予測及び評価を明確にすること。
 - イ 富地区には、ひらめ（あまご）の養殖施設が存在する。養殖施設への汚濁水等の影響を調査すること。
- (2) 生物について事業対象地域は、国指定特別天然記念物オオサンショウウオ、町指定天然記念物ヒダサンショウウオをはじめ、指定文化財以外にもナガレタガガエルやクマタカ、ヤマセミなど希少な生物が確認されている。本事業の実施による生物への影響を可能な限り回避又は低減すること。また、工事の実施により生物への環境影響が想定されることから、効果的な調査手法を用いて事前調査及び資料収集し、自然保護団体等の意見等に対して明確な回答をすること。

（3）その他の環境について

- ア 事業対象地域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律によって指定されている箇所ではないが、本事業で生じる地形改変に伴う土砂災害が生じないよう、十分な調査、予測、評価及び対策を講じること。
- イ 大空山にケーブルテレビの受信アンテナがあるが、風力発電機等の設置によりテレビの受信に影響が出ないよう調査、予測及び評価するよう努めること。

（4）その他

環境影響評価項目に指定されていないが、本事業実施に伴う温室効果ガスの削減に向けた取組の検討を行うこと。

3 交通及び工事に関する事項について

- （1）建設工事に使用する機械及び発電設備輸送に伴い道路等が損傷することのないよう調査、予測及び評価すること。工事関係車両は、走行面及び構造面において安全な輸送ルートを走行し、既存道路の改変を最小限にすること。また、やむを得ない事情により道路等が損傷した場合は、道路管理者と協議の上、事業者の責任により早急に復旧すること。
- （2）工事用道路について、事業完了後も含め、災害対応等の維持管理計画を関係機関と協議すること。

4 その他

- （1）事業実施想定区域は、保安林と普通林が含まれるため、事前に森林法に基づく必要な手続き等を関係機関と協議すること。
- （2）事業実施想定区域は、湯原奥津県立自然公園が含まれるため、事前に自然公園法に基づく必要な手続き等を関係機関と協議すること。
- （3）事業実施想定区域は、霞山鳥獣保護区が含まれるため、事前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく必要な手続き等を関係機関と協議すること。

- (4) 事業実施想定区域は、ヤマセミ生息地として県指定文化財に指定されている。県指定文化財については、岡山県文化財保護条例に基づく必要な手続き等を関係機関と協議すること。また、生物の現地調査についても、調査の手法によっては文化財保護法に基づく手続きが必要な場合があるため、事前に関係機関と協議すること。
- (5) 建築基準法、景観法、道路法及び河川法等の建設関係法令を遵守するとともに、関係法令に基づく必要な手続き等を関係機関と協議すること。

真環境第 143 号
令和 4 年 (2022 年) 7 月 8 日

岡山県環境文化部長 様

真庭市長 太 田 昇
(公印省略)

(仮称)JRE 鏡野風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和 4 年 4 月 7 日付け、環企第 17 号で照会のありましたこのことにつきまして、以下のとおり回答します。

環境影響評価方法書に係る意見

風力発電設備の輸送ルート案の一つとして、真庭市内中和地区を通る輸送ルートが検討されている。今後、風力発電設備等の大型部品等を運ぶルートを調査し検討するとのことであるが、周辺には、山乗渓谷、ブナ林、貴重な動植物が生息していることに十分配慮すること。

事業実施区域は目木川上流部にあたる。目木川水系では多数の希少種の生息が確認されていることもあり、開発による周囲の自然環境への悪影響が懸念される。現地調査を実施したうえで適切な環境保全措置を検討することであるが、検討結果の速やかな開示に努めること。

騒音及び超低周波音に関して、国内の先行実施モデル事業における検討事例を参考に、2.0km 以内に存在する影響対象を 500m ごとに整理する予測方法が採用されている。2.0km の範囲設定の妥当性については、専門的な見地を加えた判断とすること。

環境評価手続きにおいては、広く住民参加を募り、有用な意見を計画に反映することが重要である。準備書の手続きにおいても、住民参加が広く図られるよう、説明会の開催及び周知について対策を検討すること。